［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

六十九　主務省令第四十七条第一項第十五号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の判定に係る介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号の居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）及び居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

七十　主務省令第四十七条第一項第十六号に掲げる事務　同号イに掲げる情報（同号の申請に係る居宅要支援被保険者等及び居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

七十一　主務省令第四十七条第一項第十八号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の賦課被保険者及び当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

七十二　主務省令第四十七条第一項第十九号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該者が属する世帯の生計を主として維持する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

七十三　主務省令第四十七条第一項第二十二号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

［号を削る。］

七十四　主務省令第四十七条第一項第二十三号に掲げる事務　同号ロに掲げる情報（同号の申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者のうち第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に係る情報を除く。）

五十五	［略］	［略］
五十六	［略］	［略］
五十七	［略］	［略］
五十八	［略］	［略］
五十九	［略］	［略］
六十	［略］	［略］
六十一	［略］	［略］
六十二	［略］	［略］
六十三	［略］	［略］
六十四	［略］	［略］
六十五	［略］	［略］
六十六	［略］	［略］

備考　表中の「　」の記載は注記である。

附　則

この告示は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第六十九号）附則ただし書に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月一日）から施行する。

○総務省告示第二百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本歯科医師連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百三十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

七十五	［略］	［略］
七十六	［略］	［略］
七十七	［略］	［略］
七十八	［略］	［略］
七十九	［略］	［略］
八十	［略］	［略］
八十一	［略］	［略］
八十二	［略］	［略］
八十三	［略］	［略］
八十四	［略］	［略］
八十五	［略］	［略］
八十六	［略］	［略］